

# レジリエンス研究教育推進コンソーシアムにおける 事務運営に関する申合せ

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム運営委員会  
令和元年10月25日制定  
令和2年3月5日改正

この申合せは、レジリエンス研究教育推進コンソーシアム規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、コンソーシアムの事務運営に関し必要な事項を定めるものである。

（事務局）

- 規約第15条第1項に定める事務局は、筑波大学システム情報エリア支援室に置くものとする。
- 事務局は、事務運営及び予算管理を所掌するものとする。

（旅費の支払い）

- コンソーシアムの行事について事務局が支払う旅費は、国立大学法人筑波大学出張及び旅費に関する規則に基づいて支払うものとし、主な支払い基準は別表のとおりとする。なお、支払いに際しては、事務局の指定する必要書類を提出するものとする。

別表

区分		交通・宿泊を別々に手配した場合		パック旅行利用の場合	
		国内	国外	国内	国外
交通費	鉄道賃	運賃、急行料金、 座席指定料金	現に支払った 実費額	左記に示す交通費（鉄道賃、航空賃、船賃）及び宿泊料の総額を限度として、現に支払った実費額の内訳に応じた額	
	航空賃	エコノミークラスに相当する運賃			
	船賃	現に支払った実費額			
宿泊料		9,200円	11,700円		
交通費	車賃	用務地までの移動に要する実費額			
日当		1,300円	2,300円	1,300円	2,300円

注 総会、運営委員会、幹事会、シンポジウムに係る旅費については、原則として支払わないものとする。

注 その他、本コンソーシアムの行事に係る旅費の支払いについては、距離、期間、予算状況に応じて個別に相談のうえ決定する。

附 記

この申合せは、レジリエンス研究教育推進コンソーシアム発会日である平成29年12月26日に遡及して効力を有するものとする。

附 記

この申合せは、令和2年3月5日から施行する。